

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福山市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価書本編は、健康管理システムの標準準拠システム移行後の内容を踏まえて記載。
標準準拠システム移行前の内容を踏まえた評価は、別紙1に記載している。

評価実施機関名

福山市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年12月20日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の内容 ※	1.事務の概要 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法及び予防接種法に基づき、市民の生命・健康の保護並びに生活・経済の安定のため、新型インフルエンザ等に係る予防接種を実施するための事務。 2.事務の内容 (1)予防接種実施報告書の検査 ・医療機関から提出される予防接種実施報告書を予防接種台帳と突合し、被接種者の資格や実施内容等を検査する。 (2)予防接種の資格を証する書類の発行 ・住民基本台帳の情報を基に、予診票等、予防接種の資格を証する書類を発行・配布する。 (3)予防接種記録の管理 ・予防接種記録を健康管理システムに入力し管理する。 (4)予防接種券又は依頼書の発行 ・市外で予防接種を受ける市民について、申請に基づき予防接種歴を確認して接種券または依頼書を発行・交付する。 (5)予防接種による健康被害の救済 ・予防接種等を受けた者が疾病にかかり、障害の状態又は死亡に至った場合に、定められた医療費及び医療手当等の給付を行う。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム	
②システムの機能	(1)予防接種履歴の管理・照会機能 (2)予防接種履歴データの取り込み機能 (3)予防接種対象者抽出・出力機能 (4)帳票印刷機能 (5)地域保健・健康増進事業報告書作成機能 (6)統合宛名システム連携機能 (7)接種券付番機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (	[○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

システム2～5

システム2

①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	(1)業務情報連携機能(受信のみ) ・税宛名異動(住登者・住登外者)、福祉宛名異動(住登外者のみ)、及び保険宛名異動(住登外者のみ)情報を準リアル方式(又は条件検索方式)でシステム連携基盤より連携する。 (2)団体内統合宛名番号の管理機能 ・団体内統合宛名番号の付番、基本4情報登録、及び業務宛名番号と個人番号との紐付けを行う。 (3)符号取得のためのシステム連携機能 ・団体内統合宛名番号の付番時、中間サーバへの符号取得要求、符号取得依頼の受付を行う。 (4)中間サーバ連携機能(送信) ・団体内統合宛名番号の変更・抹消・生成を行った場合、更新情報を中間サーバへ自動連携する。 ・中間サーバからの要求により、団体名統合宛名番号をキーに基本4情報を中間サーバに自動送信する。 ・各業務の副本データを中間サーバに自動送信する。 (5)職員認証・権限管理機能 利用者を認証し、利用者の権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 (6)システム管理機能 バッチの状況管理、稼働状態の通知を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他（中間サーバー） ☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	(1)符号管理機能 ・情報照会・情報提供に用いる個人の識別子である「情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 (2)情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会・情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 (3)情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 (4)既存システム接続機能 ・中間サーバと既存システム、統合宛名システム、住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 (5)情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、保管・管理する。 (6)情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保有・管理する。 7 データ送受信機能 ・中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会・情報提供、符号取得のための情報等を連携する。 8 セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	(1)本人確認情報検索 ・本市コミュニケーションサーバー端末において入力された4情報(氏名、性別、生年月日、住所)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (2)機構への本人確認情報照会 ・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を本市コミュニケーションサーバー端末から行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム5	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	庁内システムの連携を効率的に行う。 (1)転送機能 (2)文字コード変換 (3)業務コード変換機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (公営住宅管理システム、教育事務システム、選挙管理システム、健康管理システム、受益者負担金システム、土木使用料システム、福祉総合システム、保険系システム、戸籍システム、統合宛名システム、子ども・子育て支援システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握・管理し、予防接種誤りを防ぐため。 ・予防接種による健康被害が発生した場合、速やかに救済措置を図るため。
②実現が期待されるメリット	・個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入出者に係る予防接種履歴を把握し、予防接種の資格等を管理することができる。 ・予防接種履歴を把握することで、予防接種の時期・年齢・回数・間隔の誤りを防ぐことができる。 ・予防接種による健康被害が発生した場合、速やかに救済措置を図る事ができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 番号法別表126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表153の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表153、154の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福山市保健福祉局保健部保健予防課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	福山市に住民登録がある、又はあった、予防接種事業の対象者	
	その必要性	予防接種の対象者及び接種履歴の情報を適正に管理・保管するため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	(1)識別情報 ・業務用宛名番号及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐づけ管理のために必要である。 (2)連絡先等情報 ・本人特定及び予防接種資格確認のほか、再転入者及び住登外(福山市に住所を保有しない者)者の名寄せ(同一人判定)のために必要である。 (3)業務関係情報 ・予防接種情報は、予防接種の対象者及び接種履歴の情報を適切に管理するために必要である。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和3年6月13日	
⑥事務担当部署	福山市保健福祉局保健部保健予防課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 庁内連携により、宛名情報を入手 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 医療機関 ） ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）	
③入手の時期・頻度		○識別情報・連絡先等情報 ・各業務システムの宛名情報を、庁内連携によって準リアル方式で取得する。 ○業務関係情報 ・医療機関や接種者から提出を受けた予診票を基に、予防接種履歴を月1回程度入力する。 ・他自治体から、情報提供ネットワークシステムを介して、転入者等に係る予防接種履歴を随時取得し、入力する。	
④入手に係る妥当性		・予防接種記録は、予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条の規定により、記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としており、また回収の負担から月1回程度のデータ化及び取り込みとしている。 ・宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 ・転入者に係る予防接種履歴も資格確認に必須なため、確実かつ迅速な情報提供ネットワークシステムを介して随時取得している。	
⑤本人への明示		・予防接種記録を医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録が提出されることが明記されており、署名も得ている。 ・宛名情報は、住民基本台帳法に基づき、取得している。	
⑥使用目的 ※		予防接種対象者の抽出、予防接種資格の確認、予防接種履歴管理、予防接種による健康被害の救済措置	
変更の妥当性		表現をより具体的かつ簡潔に記載したものであり、内容は変わっていない。	
⑦使用の主体	使用部署 ※	福山市保健福祉局保健部保健予防課	
	使用者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	

⑧使用方法 ※		(1)予防接種履歴の連携 転入出者について、情報提供ネットワークシステムを通じて、接種履歴を連携する。 (2)予防接種対象者の抽出 生年月日・予防接種履歴から接種対象者を抽出し、接種資格を証する接種券の印刷等を行う。 (3)健康被害の救済措置 予防接種による健康被害が発生した場合、接種状況等を把握し、給付の決定等を行う。 (4)予防接種記録の検査・管理 医療機関等から出された予防接種記録をシステムに入力し、資格確認等の検査及び管理を行う。
	情報の突合 ※	(1)住民票関係情報と予防接種情報を突合し、年齢・予防接種履歴から接種対象者を抽出する。 (2)医療機関から提出される予防接種記録を住民票関係情報・予防接種履歴と突合し、接種資格等を確認する。 (3)健康被害を受けた者の申請書と予防接種履歴を突合し、接種状況の確認等を行う。
	情報の統計分析 ※	行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・新型インフルエンザ等に係る予防接種の実施の決定 ・予防接種健康被害発生時の給付の決定(国が行う)
⑨使用開始日		令和3年6月13日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない ☐ 1) 委託する ☐ 2) 委託しない	
委託事項1	健康管理システム運用保守業務	
①委託内容	健康管理システム運用管理、障害対応及び軽微な仕様変更を行うシステム運用維持管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。	
その妥当性	健康管理システムの保守業務、運用支援並びに制度改正に伴う改修作業等は高度に専門的な知識・技術を必要とするため、専門業者への委託が必要である。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☒ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ☐	
⑤委託先名の確認方法	福山市情報公開条例第10条の規定に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない ☐ 再委託する
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

[illegible]

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜本市における措置＞ ・鍵等により入室が制限されている場所（サーバ室）に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバ室への入室にあたっては、事前に名前、用務等を確認の上、許可した者以外は入らないよう入室の管理を実施し、入退室を管理簿及びICカードによる入退室の管理を実施している。 ・サーバへのアクセスは、個人認証による制限管理を実施している。 ・尚、紙媒体には個人番号が記載されていない。施錠して保管している。 ＜中間サーバにおける措置＞ ・中間サーバはデータセンターに設置されており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理されている。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [5年]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	・予防接種法第9条の3、予防接種法施行規則第3条及び特定個人情報に係る副本登録・更新に係る基本ルールにおいて、5年間のデータ保管が義務付けられている。特定個人情報としては、5年間保管する。												
③消去方法		＜本市における措置＞ ・保管期間を満了したデータはサーバ上から削除している。ディスク交換やハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は当市からの操作によって実施されるため、中間サーバの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去されている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 住民票関係情報(共通)

(1)世帯情報

1.世帯番号、2.処理区分、3.世帯主宛名番号、4.世帯主カナ氏名、5.管内コード、6.小学校区、7.中学校区

(2)個人情報

1.宛名番号、2.世帯番号、3.処理区分、4.カナ氏名、5.漢字氏名、6.通称カナ氏名、7.通称氏名、8.生年月日、9.性別、10.続柄1、11.続柄2、12.続柄3、13.続柄4、14.個人住所コード、15.個人郵便番号、16.個人住所日本語、17.個人方書日本語、18.個人地番 本番、19.個人地番 枝番、20.個人地番 末番、21.異動事由、22.異動日、23.異動届出日、24.住民になった 異動日、25.住民になった 届出日、26.住民でなくなった 異動日、27.住民でなくなった 届出日、28.住定日、29.住定日 届出日、30.住民区分、31.外国人判定、32.国籍、33.転入前住所、34.通称名、35.送 フラグ、36.本名・通称名区分、37.第30条45規定区分、38.在留資格、39.在留期間等(yymmdd)、40.在留期間等終了日、41.在留カード等番号

(3)個人情報履歴

1.宛名番号、2.世帯番号、3.処理区分、4.カナ氏名、5.漢字氏名、6.通称カナ氏名、7.通称氏名、8.生年月日、9.性別、10.続柄1、11.続柄2、12.続柄3、13.続柄4、14.異動事由、15.異動日、16.異動届出日、17.住民になった 異動日、18.住民になった 届出日、19.住民でなくなった 異動日、20.住民でなくなった 届出日、21.住定日、22.住定日 届出日、23.住民区分、24.外国人判定、25.国籍、26.転入前住所、27.送 宛先人氏名、28.送 フラグ、29.第30条45規定区分、30.在留資格、31.在留期間等(yymmdd)、32.在留期間等終了日、33.在留カード等番号、34.個人住所コード、35.個人郵便番号、36.個人住所日本語、37.個人方書日本語、38.個人地番 本番、39.個人地番 枝番、40.個人地番 末番

2 予防接種情報

(1)予防接種共通

1.宛名番号、2.更新者、3.更新日、4.更新時間、5.体質の理由1、6.体質の理由2、7.新型コロナ接種券番号

(2)予防接種各種データ

1.宛名番号、2.性別、3.接種コード、4.接種回数、5.接種・予診日、6.年度、7.接種判定、8.混合接種 何種、9.肺炎球菌種類、10.接種内容、11.請求日(月)、12.実施医療機関、13.Lot.No、14.実施課、15.予診フラグ、16.接種日年齢、17.医師の判断、18.対象外判定、19.特記事項、20.接種日年齢、21.年度末年齢、22.基準日年齢、23.更新者、24.更新日

(3)成人用肺炎球菌

1.西暦年度、2.宛名番号、3.接種・予診日、4.接種日年齢、5.年度末年齢、6.基準日年齢、7.更新者、8.更新日、9.更新時間、10.性別、11.接種日年齢、12.年度末年齢、13.基準日年齢、14.受診時国保区分、15.請求日(月)、16.実施医療機関、17.接種番号、18.接種会場、19.問診医、20.接種医、21.接種判定、22.Lot.No、23.接種量、24.実費徴収区分、25.接種済証交付有無、26.65歳未満接種理由、27.未接種理由、28.予診フラグ、29.接種区分

(4)風しん第5期

1.西暦年度、2.宛名番号、3.実施日、4.更新者、5.更新日、6.更新時間、7.性別、8.クーポン、9.実施区分、10.接種(実施)判定、11.接種日年齢、12.年度末年齢、13.基準日年齢、14.請求日(月)、15.実施医療機関、16.実施医療機関(手入力)、17.抗体検査方法、18.抗体価、19.抗体価範囲、20.抗体価単位、21.抗体検査判定結果、22.抗体検査番号、23.接種番号、24.Lot.No、25.接種量

(5)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

1.個人番号、2.宛名番号、3.自治体コード、4.接種券番号、5.属性情報(氏名、生年月日、性別)、6.接種状況(実施/未実施)、7.接種回(1回目/2回目)、8.接種日、9.ワクチンメーカー、10.ロット番号

(6)新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報

1.業務宛名番号、2.接種日(1回目)、3.接種日(2回目)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・予防接種情報は、医療機関において本人確認を行う事で、対象者以外の情報入手を防止する。 ・各業務システムより、庁内連携システム経由で当日の宛名異動情報を連携し、当ファイルに格納する。この宛名情報を基に予防接種情報を登録するため、対象者以外の情報は入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定に基づき、職員に情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定が適用されうること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することでコンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・予防接種に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である予防接種法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・入力する情報は法令で定められ、必要な手続きを行ったものに限定する。 ・システムの操作に当たり、情報セキュリティ実施手順に則って、操作履歴の採取・保管及び定期的な確認を行うことで、必要以外の情報の入手を抑止する。 ・本人から情報を取得する場合は、予防接種に係る事務に用いる旨を説明した上で取得する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・予防接種情報は、実施をする医療機関において本人確認措置をとったうえで提出される。 ・システムが住民票情報を基に予防接種情報・個人番号を紐づけるため、本人確認措置は不要。 ・他自治体等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・システムが住民票情報を基に予防接種情報・個人番号を紐づけるため、個人番号の真正性は確保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・情報の入力、削除、訂正を行う場合には処理者と点検者を別にし、二重チェックを行うことで正確性を担保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、予防接種法及び同施行令等に基づき適宜調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を担保する。

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・申請書等には個人番号を記入しない。また、事務等が完了次第、書類は直ちに定められた場所へ格納する。 ・端末は外部記録媒体の使用を制限するソフトウェアを導入している。 ・特定個人情報を取り扱うソフトウェアの操作に必要なID、パスワードは各所属長から情報システム担当課長への申請により付与するため、操作権限のない者による不正な操作を防止できる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、利用事務・目的ごとにアクセスを厳密に制御する仕組みとなっている。 ・必要な情報以外が紐づけされないよう、システムの制御が行われている。 ・利用者ごとのユーザID・パスワードによる認証を行うことで、不要なアクセスを防いでいる。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・各システムの連携機能は、限られた情報のみを相手としており、不要な情報とは紐づけできない。 ・健康管理システムも個人番号にアクセスできる権限保有者を限り、不必要な紐づけを防いでいる。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能及び利用可能情報の権限管理により不正利用ができない対策を実施している。ユーザーIDは職員の人事異動を反映しており、当該事務の最新の担当者のみ利用可能としている。 ・利用する端末について管理しており、不要な端末からの利用ができない制限を実施している。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・保健予防課が年度ごとに担当者の権限を申請し、ICT推進課がIDとパスワードを発行している。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・IDとパスワードの申請時にアクセス権限と事務の対応表を作成しており、ICT推進課にて確認の上で発行している。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・各システムにおいて、システムの操作ログが保存されている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・予防接種事務を取り扱う職員に対してセキュリティ研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での情報収集の禁止等の指導を徹底する。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め事務外での使用を防止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	・健康管理システムの端末は外部記録媒体が使用制限されており、外部ネットワークにも非接続である。 ・データの抽出・複製が可能な権限を有する者を限定している。 ・予防接種事務を取り扱う職員に対してセキュリティ研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、特定個人情報ファイルの不正な複製を厳に禁じる旨の指導を徹底する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバには、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能が備わっており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止できる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、照会対象者に係る特定個人情報を安全に入手することを担保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することを担保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストに基づき、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックが実施されている。 ・情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受信し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、紙媒体で提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受信した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受信した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<本市における措置> ・サーバ設置及び記録媒体保管場所へは管理簿及びICカードで入退室管理を実施する。 ・端末、届書等及びシステムより出力された帳票は、個人番号を含まないが、施錠管理を実施する。 ・出力帳票を廃棄する際は、シュレッダーによる粉碎処理を行う。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<本市における措置> ・サーバ及び端末について、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を実施する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDS/IPS(侵入検知)を導入し、ネットワーク制限や監視を実施する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(令和6年7月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と死者の個人番号を区別しないため、生存者の個人番号と同様の管理を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報that古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報that消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容 ・特定個人情報は電子データのみであり、保管年限を過ぎたデータは自動的に削除される。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ・中間サーバ接続端末及び統合宛名システム用端末の更新の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	・評価書の記載内容どおりの運用がなされているか、年に1回以上部署内にてチェックする。チェックの結果、不備が生じていることが明らかになった際は、速やかに問題究明にあたり是正する。 ・福山市情報セキュリティ実施手順に基づく各課におけるセキュリティ点検を年に1度実施する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<本市における措置> ・福山市情報セキュリティ実施手順に基づき定期的に行う。監査結果を踏まえて安全管理措置(体制、規定を含む。)を改善する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	・職員(嘱託職員、臨時職員を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、個人情報の管理方法等について必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・機構が実施するe-ラーニングを担当職員が受講することにより、セキュリティ意識の醸成及び自己研鑽につなげている。
3. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	福山市保健福祉局保健部保健予防課 720-8512 広島県福山市三吉町南二丁目11番22号 084-928-1127
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福山市保健福祉局保健部保健予防課 720-8512 広島県福山市三吉町南二丁目11番22号 084-928-1127
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「福山市パブリックコメント実施要項」に基づき、パブリックコメントを実施した。実施に際しては、パブリックコメントを実施する旨を報道提供するとともに、市ホームページ及び市内公共施設にて全文を閲覧できるようにした。
②実施日・期間	2024年(令和6年)10月1日～31日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	2024年(令和6年)11月15日
②方法	福山市情報公開・個人情報保護審議会への諮問
③結果	承認(適正)
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	I-1-②	①集団接種実施体制の確保 ・医師と予防接種実施に係る委託契約を締結し、予防接種実施の体制を整える。	(1)予防接種実施報告書の検査 ・医療機関から提出される予防接種実施報告書を予防接種台帳と突合し、被接種者の資格や実施内容等を検査する。	事後	この度、当事務のシステムを新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種で使用する事となり、国の求めに応じて個人番号を保持する改修を行う事になった。国のワクチン接種記録システムの詳細は直前まで不明であり、事前に保護評価を行える状況になかった。また、当システム改修により迅速かつ正確な予防接種実施が求められているため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定により、緊急時の事後評価の対象となる。
令和4年3月4日	I-2-システム1-②	1.予防接種履歴の管理 2.予防接種履歴照会機能 3.対象者抽出機能 4.帳票印刷機能 5.地域保健・健康増進事業報告書作成機能 6.統合宛名システム連携機能(健康管理システムから統合宛名システムへの一方通行)	(1)予防接種履歴の管理・照会機能 (2)予防接種履歴データの取り込み機能 (3)予防接種対象者抽出・出力機能 (4)帳票印刷機能 (5)地域保健・健康増進事業報告書作成機能 (6)統合宛名システム連携機能 (7)接種券付番機能	事後	同上
令和4年3月4日	I-2-システム1-③	[○]宛名システム等 [○]その他(福祉総合システム、さくら2(保育))	[]宛名システム等 []その他()	事後	同上
令和4年3月4日	I-2-システム2-③	[○]情報提供ネットワークシステム [○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(健康管理システム、中間サーバ、福祉総合システム、ADWORDL(保険))	[]情報提供ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []税務システム [○]その他(中間サーバ)	事後	同上
令和4年3月4日	I-2-システム3-③	[]宛名システム等 []税務システム [○]その他(統合宛名システム)	[○]宛名システム等 []税務システム []その他()	事後	同上
令和4年3月4日	I-2-システム5-①		庁内連携システム	事後	同上
令和4年3月4日	I-2-システム5-②		庁内システムの連携を効率的に行う。 (1)転送機能 (2)文字コード変換 (3)業務コード変換機能	事後	同上
令和4年3月4日	I-2-システム5-③		[○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他(公営住宅管理システム、教育事務システム、選挙管理システム、健康管理システム、受益者負担金システム、土木使用料システム、福祉総合システム、保険系システム、戸籍システム、統合宛名システム、子ども・子育て支援システム)	事後	同上
令和4年3月4日	I-4-①	予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握し、適正な管理を行うため。	・予防接種の対象者及び接種履歴を正確に把握・管理し、予防接種誤りを防ぐため。 ・予防接種による健康被害が発生した場合、速やかに救済措置を図るため。	事後	同上
令和4年3月4日	I-4-②	個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入出者に係る予防接種履歴を把握し、予防接種の対象者かどうかを判断する事ができる。	・個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入出者に係る予防接種履歴を把握し、予防接種の資格等を管理する事ができる。 ・予防接種履歴を把握することで、予防接種の時期・年齢・回数・間隔の誤りを防ぐことができる。 ・予防接種による健康被害が発生した場合、速やかに救済措置を図る事ができる。	事後	同上
令和4年3月4日	I-5	番号法第9条第1項 別表第1の93の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以降「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の93の2 ・番号法第19条第6号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第67条の2	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	I -6-②	番号法第9条第1項、第3項、第5項・第14条第1項・第19条7号・第21条第2項・第22条第1項、別表第二(第115の2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第115条の2	・番号法第19条第8号及び別表第二(情報提供)…第115の2 (情報照会)…第115の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供)…第59条の2 (情報照会)…第59条の2	事後	同上
令和4年3月4日	II -2-③	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種対象者を規定するため必要。	予防接種の対象者及び接種履歴の情報を適正に管理・保管するため。	事後	同上
令和4年3月4日	II -2-④	[10項目未満]	[100項目以上]	事後	同上
令和4年3月4日	II -2-④主な記録項目	・識別情報 [○]個人番号 [○]個人番号対応符号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) []連絡先(電話番号等) []その他住民票関係情報	・識別情報 [○]個人番号 []個人番号対応符号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○]連絡先(電話番号等) [○]その他住民票関係情報	事後	同上
令和4年3月4日	II -2-④その妥当性	○識別情報 ・その他識別情報(内部番号)…業務用宛名番号及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐づけ管理のために必要である。 ○連絡先等情報 ・4情報…本人特定のほか、再転入者及び住登外(福山市に住所を保有しないもの)者の名寄せ(同一人判定)のために必要である。 ○業務関係情報 ・健康・医療関係情報…予防接種情報は、予防接種の適切な実施及び接種履歴の管理をするために必要である。	(1)識別情報 ・業務用宛名番号及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐づけ管理のために必要である。 (2)連絡先等情報 ・本人特定及び予防接種資格確認のほか、再転入者及び住登外(福山市に住所を保有しないもの)者の名寄せ(同一人判定)のために必要である。 (3)業務関係情報 ・予防接種情報は、予防接種の対象者及び接種履歴の情報を適切に管理するために必要である。	事後	同上
令和4年3月4日	II -3-①	[○]評価実施期間内の他部署(庁内連携により、税・福祉業務の宛名情報を入手)	[○]評価実施期間内の他部署(庁内連携により、宛名情報を入手)	事後	同上
令和4年3月4日	II -3-②	[]その他()	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事後	同上
令和4年3月4日	II -3-④	○識別情報・連絡先等情報 法令等に基づく接種対象者であることの確認のために必要である。 ○業務関係情報: 予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の7の規定により、接種記録を記録・保管する必要がある。	・予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の7の規定により、記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としており、また回収の負担から月1回程度のデータ化及び取り込みとしている。 ・宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 ・転入者に係る予防接種履歴も資格確認に必須なため、確実かつ迅速な情報提供ネットワークシステムを介して随時取得している。	事後	同上
令和4年3月4日	II -3-⑤	・庁内連携については、番号法第19条7号および予防接種法施行規則に基づき取得・利用している。 ・医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録が提出されることを明記し、署名を得る(予防接種法施行令第6条の2)。	・予防接種記録を医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録が提出される旨明記されており、署名も得ている(予防接種法施行令第6条の2)。 ・宛名情報は福山市個人情報保護条例第8条第3項第2号の規定に基づき、取得している。	事後	同上
令和4年3月4日	II -3-⑥	・伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するにあたり、予防接種対象者を正確に把握するとともに、予防接種に関する記録の適正な管理を図るために使用する。	予防接種対象者の抽出、予防接種資格の確認、予防接種履歴管理、予防接種による健康被害の救済措置	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	Ⅱ-3-⑧使用方法	・転入出者について、接種資格が確認できるよう接種記録を連携する。	(1)予防接種履歴の連携 転入出者について、情報提供ネットワークシステムを通じて、接種履歴を連携する。 (2)予防接種対象者の抽出 生年月日・予防接種履歴から接種対象者を抽出し、接種資格を証する接種券の印刷等を行う。 (3)健康被害の救済措置 予防接種による健康被害が発生した場合、接種状況等を把握し、給付の決定等を行う。 (4)予防接種記録の検査・管理 医療機関等から出された予防接種記録をシステムに入力し、資格確認等の検査及び管理を行う。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-3-⑧情報の突合	・統合宛名システムが、団体内統合宛名番号の付番、基本4情報登録、及び業務宛名番号と個人番号との紐付け・突合を行う。	(1)住民票関係情報と予防接種情報を突合し、年齢・予防接種履歴から接種対象者を抽出する。 (2)医療機関から提出される予防接種記録を住民票関係情報・予防接種履歴と突合し、接種資格等を確認する。 (3)健康被害を受けた者の申請書と予防接種履歴を突合し、接種状況の確認等を行う。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4委託の有無	[委託しない] (件)	[委託する] (1件)	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4委託事項1		健康管理システム運用保守業務	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4-①		健康管理システム運用管理、障がい対応及び軽微な仕様変更を行うシステム運用維持管理	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4-②		特定個人情報ファイルの全体	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4-②対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4-②対象となる本人の範囲		「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4-②その妥当性		健康管理システムの保守業務、運用支援並びに制度改正に伴う改修作業等は高度に専門的な知識・技術を必要とするため、専門業者への委託が必要である。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4-③委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4-④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]専用線	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4-⑤委託先名の確認方法		福山市情報公開条例第10条の規定に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4-⑥委託先名		株式会社両備システムズ	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-4-⑦再委託の有無		[再委託しない]	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-5-①	・番号法第19条第7号及び別表第2の115の2	・番号法第19条第8号及び別表第2の115の2	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-5-③	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報	予防接種履歴	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅱ-5-⑤	福山市に住民登録がある、又はあった、予防接種法等関連法令に基づく予防接種の対象者。	福山市に住民登録があった、予防接種法等関連法令に基づく予防接種の対象者。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	(別添2)ファイル記録項目	1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 1 業務宛名番号, 2 接種日(1回目), 3 接種日(2回目)	1 住民票関係情報(共通) (1)世帯情報 1.世帯番号, 2.処理区分, 3.世帯主宛名番号, 4.世帯主カナ氏名, 5.管内コード, 6.小学校区, 7.中学校区 (2)個人情報 1.宛名番号, 2.世帯番号, 3.処理区分, 4.カナ氏名, 5.漢字氏名, 6.通称カナ氏名, 7.通称氏名, 8.生年月日, 9.性別, 10.続柄1, 11.続柄2, 12.続柄3, 13.続柄4, 14.個人住所コード, 15.個人郵便番号, 16.個人住所日本語, 17.個人方書日本語, 18.個人地番 本番, 19.個人地番 枝番, 20.個人地番 末番, 21.異動事由, 22.異動日, 23.異動届出日, 24.住民になった 異動日, 25.住民になった 届出日, 26.住民でなくなった 異動日, 27.住民でなくなった 届出日, 28.住定日, 29.住定日 届出日, 30.住民区分, 31.外国人判定, 32.国籍, 33.転入前住所, 34.通称名, 35.送 フラグ, 36.本名・通称名区分, 37.第30条45規定区分, 38.在留資格, 39.在留期間等(yymmdd), 40.在留期間等終了日, 41.在留カード等番号 (3)個人情報履歴 1.宛名番号, 2.世帯番号, 3.処理区分, 4.カナ氏名, 5.漢字氏名, 6.通称カナ氏名, 7.通称氏名, 8.生年月日, 9.性別, 10.続柄1, 11.続柄2, 12.続柄3, 13.続柄4, 14.異動事由, 15.異動日, 16.異動届出日, 17.住民になった 異動日, 18.住民になった 届出日, 19.住民でなくなった 異動日, 20.住民でなくなった 届出日,	事後	同上
令和4年3月4日	(別添2)ファイル記録項目		21.住定日, 22.住定日 届出日, 23.住民区分, 24.外国人判定, 25.国籍, 26.転入前住所, 27.送 宛先氏名, 28.送 フラグ, 29.第30条45規定区分, 30.在留資格, 31.在留期間等(yymmdd), 32.在留期間等終了日, 33.在留カード等番号, 34.個人住所コード, 35.個人郵便番号, 36.個人住所日本語, 37.個人方書日本語, 38.個人地番 本番, 39.個人地番 枝番, 40.個人地番 末番	事後	同上
令和4年3月4日	(別添2)ファイル記録項目		(4)風しん第5期 1.西暦年度, 2.宛名番号, 3.実施日, 4.更新者, 5.更新日, 6.更新時間, 7.性別, 8.クーポン, 9.実施区分, 10.接種(実施)判定, 11.接種日年齢, 12.年度末年齢, 13.基準日年齢, 14.請求日(月), 15.実施医療機関, 16.実施医療機関(手入力), 17.抗体検査方法, 18.抗体価, 19.抗体価範囲, 20.抗体価単位, 21.抗体検査判定結果, 22.抗体検査番号, 23.接種番号, 24.Lot.No, 25.接種量 (5)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目 1.個人番号, 2.宛名番号, 3.自治体コード, 4.接種券番号, 5.属性情報(氏名, 生年月日, 性別), 6.接種状況(実施/未実施), 7.接種回(1回目/2回目), 8.接種日, 9.ワクチンメーカー, 10.ロット番号 (6)新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報 1.業務宛名番号, 2.接種日(1回目), 3.接種日(2回目)	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-2-リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・住民記録システム、税務総合システム、福祉総合システム、及びADWORLD(保険)より、当日の異動情報を連携基盤システム経由で統合宛名システムへ連携し、当ファイルに格納している。業務システムからの一方通行となっており、業務システムに再連携しないよう制御している。 ・住登外データのオンライン更新機能については、限定された管理者のみ可能となるよう制御している。	・予防接種情報は、医療機関において本人確認を行う事で、対象者以外の情報入手を防止する。 ・各業務システムより、庁内連携システム経由で当日の宛名異動情報を連携し、当ファイルに格納する。この宛名情報を基に予防接種情報を登録するため、対象者以外の情報は入手できない。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-2-リスク3-入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号を本人から入手する事はなく、統合宛名システムが健康管理システムから連携した業務関係情報に紐づけるため、本人確認措置は基本的に不要である。 ・他区市町村等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。	・予防接種情報は、実施をする医療機関において本人確認措置をとったうえで提出される。 ・システムが住民票情報を基に予防接種情報・個人番号を紐づけるため、本人確認措置は不要。 ・他自治体等、本人以外から個人番号の提供を受ける際は、情報提供元が本人に対して個人番号及び4情報が正しいことを確認する。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-2-リスク3-個人番号の真正性確認の措置の内容	・住民登録外者の場合は、住民基本台帳ネットワークを通して住民登録地である自治体へ個人番号を照会し、本人確認情報との対応付けを行う。	・システムが住民票情報を基に予防接種情報・個人番号を紐づけるため、個人番号の真正性は確保されている。	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	Ⅲ-3-リスク1-宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないようシステム制御されている。 ・統合宛名システムは、利用者ごとに配布されたユーザID・パスワードによる認証を行うことで不要なアクセスを防いでいる。	・統合宛名システムは、利用事務・目的ごとにアクセスを厳密に制御する仕組みとなっている。 ・必要な情報以外が紐づけされないよう、システムの制御が行われている。 ・利用者ごとのユーザID・パスワードによる認証を行うことで、不要なアクセスを防いでいる。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-3-リスク1-事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人番号は統合宛名システムのみが保有しており、他システムからはアクセスができない。	・各システムの連携機能は、限られた情報のみを相手としており、不要な情報とは紐づけできない。 ・健康管理システムも個人番号にアクセスできる権限保有者を限り、不必要な紐づけを防いでいる。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-3-リスク2-特定個人情報の使用の記録-具体的な方法	・統合宛名システムにおいて、システムの操作ログが保存されている。	・各システムにおいて、システムの操作ログが保存されている。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-3-リスク4-リスクに対する措置の内容	・予防接種事務を取り扱う職員に対してセキュリティ研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、特定個人情報ファイルの不正な複製を厳に禁じる旨の指導を徹底する。 ・本業務の特定個人情報は、特別な権限を有する者以外はデータとして取り扱う事ができず、また統合宛名システムの端末はプリンターに接続していないため、紙媒体での複製も不可能である。	・健康管理システムの端末は外部記録媒体が使用制限されており、外部ネットワークにも非接続である。 ・データの抽出・複製が可能な権限を有する者を限定している。 ・予防接種事務を取り扱う職員に対してセキュリティ研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、特定個人情報ファイルの不正な複製を厳に禁じる旨の指導を徹底する。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4情報保護管理体制の確認		相手方の個人情報保護管理体制及びプライバシーマークの有無を確認し、委託先を決めている。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		制限している	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-具体的な制限方法		・アクセスできる者を業務に直接従事する必要がある従事者に限定している。 ・委託契約書において特定個人情報保護の規約を設けている。 ・健康管理システムのユーザ(ID/パスワード)による制御を行っている。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-特定個人情報ファイルの取扱いの記録		記録を残している	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-具体的な方法		アクセスログを記録し、システム管理者により定期的に不正アクセスをチェックしている。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-特定個人情報の提供ルール		定めている	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		・業務の目的を超える個人情報の利用及び第三者に提供する事を契約書で禁止している。 ・必要があると認める時は調査を行い、報告を求める。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		・番号法等関連法規を遵守する旨の契約をしている。 ・委託先への提供は個人情報であり、特定個人情報へのアクセスは保守においてのみである。 作業時のみVPN技術を用いた専用線を接続し、外部記録媒体の使用が制限されている限定された端末で作業を行う事となっている。 ・必要に応じて委託先に対し個人情報の取扱状況の報告を求め、委託元が調査を行う。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-特定個人情報の消去ルール		定めている	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-ルール内容及びルール遵守の確認方法		・外部記録媒体の廃棄時には、あらかじめ福山市の承諾を得たうえで、第三者利用を防ぐ措置をとるよう定めている。 ・必要があると認める時は調査を行い、報告を求める。	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに		定めている	事後	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	Ⅲ-4-規定の内容		・特定個人情報の収集制限 ・目的外利用、第三者提供の禁止及び持ち出し、複製の制限 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負うとともに、体制を届け出る事 ・業務従事者への周知、教育、監督の義務 ・契約終了時の情報の返還・消去 ・必要に応じて福山市から報告を求め、調査を行うことができる事。 ・再委託の制限 ・委託先の責任者、委託内容、作業者、作業番所の特定 ・業務上知りえた情報の守秘義務	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り		再委託していない	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅲ-4-リスクへの対策は十分か		十分である	事後	同上
令和4年3月4日	Ⅵ-1-①実施日	令和3年2月9日	令和3年6月23日	事後	同上
令和5年8月10日	Ⅱ-3-入手に係る妥当性	・予防接種記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種施行規則第2条の7の規定により、記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としており、また回収の負担から月1回程度のデータ化及び取り込みとしている。 ・宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 ・転入者に係る予防接種履歴も資格確認に必須なため、確実かつ迅速な情報提供ネットワークシステムを介して随時取得している。	・予防接種記録は、予防接種法第9条の3及び予防接種法施行規則第3条の規定により、記録・保管する必要がある。技術面・セキュリティの面から紙媒体としており、また回収の負担から月1回程度のデータ化及び取り込みとしている。 ・宛名情報は接種資格の確認に必須なため、迅速・確実な庁内連携で準リアル方式で取得する。 ・転入者に係る予防接種履歴も資格確認に必須なため、確実かつ迅速な情報提供ネットワークシステムを介して随時取得している。	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年8月10日	Ⅱ-3-本人への明示	・予防接種記録を医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録が提出されることが明記されており、署名も得ている（予防接種法施行令第6条の2）。 ・宛名情報は福山市個人情報保護条例第8条第3項第2号の規定に基づき、取得している。	・予防接種記録を医療機関又は本人から入手する場合は、本人等が記入する予診票にも、市へ接種記録が提出されることが明記されており、署名も得ている。 ・宛名情報は、住民基本台帳法に基づき、取得している。	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年8月10日	Ⅱ-6-保管期間	・予防接種法施行令第6条の2及び特定個人情報に係る副本登録・更新に係る基本ルールにおいて、5年間のデータ保管が義務付けられている。特定個人情報としては、5年間保管する。	・予防接種法第9条の3、予防接種法施行規則第3条及び特定個人情報に係る副本登録・更新に係る基本ルールにおいて、5年間のデータ保管が義務付けられている。特定個人情報としては、5年間保管する。	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年8月10日	Ⅲ-2-必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定に基づき、職員に情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び福山市個人情報保護条例における罰則規定が適用されうること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することでコンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない。	・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定に基づき、職員に情報セキュリティ教育を実施する際、対象者情報であっても業務に不必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定が適用されうること、操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することでコンプライアンスの意識を高め、必要以外の情報入手を防止している。 ・届出・申請用紙等について、あらかじめ定められた様式で提出されることから、必要以外の情報が記載できない。	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年8月10日	Ⅲ-2-リスクに対する措置の内容	・番号法及び福山市個人情報保護条例における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・予防接種に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である予防接種法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・入力する情報は法令で定められ、必要な手続きを行ったものに限定する。 ・システムの操作に当たり、情報セキュリティ実施手順に則って、操作履歴の採取・保管及び定期的な確認を行うことで、必要以外の情報の入手を抑止する。 ・本人から情報を取得する場合は、予防接種に係る事務に用いる旨を説明した上で取得する。	・番号法及び個人情報の保護に関する法律における罰則規定を広く職員に周知することで不適切な方法による情報入手を防止する。 ・予防接種に関する事務を取り扱うにあたり、根拠法令である予防接種法及び同施行令等に規定された内容を遵守することで、不適切な方法による情報の入手を防止する。 ・保健部保健予防課特定個人情報取扱規定による情報セキュリティ教育実施の際、根拠法令等の規定に基づく正当な資料の入手を指導徹底する。 ・入力する情報は法令で定められ、必要な手続きを行ったものに限定する。 ・システムの操作に当たり、情報セキュリティ実施手順に則って、操作履歴の採取・保管及び定期的な確認を行うことで、必要以外の情報の入手を抑止する。 ・本人から情報を取得する場合は、予防接種に係る事務に用いる旨を説明した上で取得する。	事後	事前の提出・公表が義務づけられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I 基本情報 -5. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以降「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の93の2 ・番号法第19条第6号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第67条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 番号法別表126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年12月20日	I 基本情報 -6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号及び別表第二（情報提供）…第115の2 （情報照会）…第115の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供）…第59条の2 （情報照会）…第59条の2	（情報照会） ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表153の項（情報提供） ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表153、154の項	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年12月20日	II ファイルの概要 -5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） -提供先1-①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第2の115の2	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表153、154の項	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年12月20日	II ファイルの概要 -6. 特定個人情報の保管・消去 -①保管場所	（右記を追加）	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和6年12月20日	II ファイルの概要 -6. 特定個人情報の保管・消去 -③消去方法	（右記を追加）	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがたって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	
令和6年12月20日	III リスク対策（プロセス） -7. 特定個人情報の保管・消去 -⑤物理的対策	（右記を追加）	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	Ⅲ リスク対策(プロセス) -7. 特定個人情報の保管・消去 -6技術的対策	(右記を追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	
令和6年12月20日	VI-1.①実施日	2021/6/23	令和6年12月20日	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年12月20日	VI-2.②実施日・期間	2021年(令和3年)9月29日～2021年(令和3年)10月28日	2024年(令和6年)10月1日～31日	事後	事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年12月20日	VI-3.①実施日	2021年(令和3年)11月19日	2024年(令和6年)11月15日	事後	事前の提出・公表が義務づけられない